

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令案等に対する
意見公募の結果について

令和 8 年 9 月 3 0 日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室

標題の案件について、以下のとおり意見公募を実施いたしました。いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、省令等の改正にあたり、御意見を踏まえて一部の記載を修正いたしました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）～令和 8 年 7 月 2 9 日（水）（郵送の場合は同日必着）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

2. 提出意見数

6 件

※ なお、本意見公募とは直接関係のない御意見に対して、資源エネルギー庁の考え方は示しませんが、承っております。

3. 結果の公示日、いただいた御意見及び御意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

(2) いただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に対するお問合せ先

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室

電話：03－3501－1748

いただいた御意見及び御意見に対する考え方

※いただいた御意見を修正等せず抜粋しております。

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
1	・第二十七条第四項第一号において、「翌日市場（『電気事業法』第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。『以下同じ。』）」と規定しているが、第一条第一項において「この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）」と用語を定義しているのだから、「翌日市場（『法』第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。以下同じ。）」と規定すべきではないか。また、現行においては、『以下この項及び次条第三項において同じ。』と条項を特定して定義を及ばせており、かつ、今回の改正で新たに「翌日市場」を用いる条項が追加されているわけでもないところ、理由もなく現行の規定と違えて『以下同じ。』とするのはいささか粗野な改正と思われるので、現行の規定を維持すべきではないか。 ・第二十七条の二第一項第四号において『「当該供給区域」におけるインバランス料金として、経済産業大臣が定める額」と規定しているが、この『当該供給区域』は直前の「その供給区域」を指しているのか「その供給区域の一部」を指しているのか、『当該』がどこまでを指しているのか判然としないため、明確になるように規定すべきではないか。	第二十七条第四項第一号における「翌日市場」の定義規定については、御指摘を踏まえ、第一条第一項において「電気事業法」を「法」と定義していることとの整合性を図る観点から、「電気事業法第九十八条第二項」を「法第九十八条第二項」に修正することとします。なお、当該修正は規定の意味内容を変更するものではなく、法令全体の用語の統一を図るものです。 また、第二十七条第四項第一号における「以下同じ。」との規定については、規定の解釈及び適用に支障はないことから、原案のとおりとします。 さらに、第二十七条の二第一項第四号における「当該供給区域」については、第二十七条の二第一項第四号における「その供給区域」を指すものであり、全体の文脈から対象となる供給区域は明らかであることから、解釈上の支障はないものと考えているため、原案のとおりとします。
2	インバランス料金の 罰則的な値上げで 受給の是正を求める前	需給ひっ迫時補正インバランス料金は、需給ひっ迫時の不足インバランスが、

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	に、解消方法についても 方針を示すべきではないのか。 再生可能エネルギーの促進により 電力源を分散させて、電力および料金の安定化を図るべきだ。	大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながることから、こうした影響をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、需給ひっ迫の度合いに応じて料金を上昇させることで、需給の改善を促していく仕組みです。需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格は、緊急的に供給力を 1 kWh 追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに 1 kWh 確保するために十分な価格ということから、新たに DR を追加的に確保するのに必要となる価格として、2018 年度及び 2019 年度向け電源 I' の公募結果から電源 I' として確保した DR を一般送配電事業者が想定する回数発動した場合の価格を参考に、原則として 600 円/kWh としました。一方、2022 年度からの制度開始以降、激変緩和による暫定的な措置として、200 円/kWh を適用しており、この水準については、インバランスの発生状況やインバランス料金の状況等を確認した上で、必要に応じ見直しを検討することとされています。本改正については、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計・監視専門会合や資源エネルギー庁の次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会での議論の結果を踏まえ、需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格については、段階的に様子を見ていくという観点などから原則とされた 600 円/kWh に見直すのではなく、300 円/kWh に見直すこととしたものです。従って、本改正によって、需給ひっ迫時のインバランス料金の上限価格が現時点において適切なものとなることになり、系統利用者に対してより適切な需給一致インセンティブを与えることになり、結果的にインバランスが解消される方向に働くもの

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
		と理解しています。 再生可能エネルギーの促進に関する御意見については、本意見公募と直接関係ありませんが、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
3	私は、FIP 制度における再生可能エネルギー発電設備の需給運用実務に従事する立場から、本改正案には反対します。 インバランス料金は、市場参加者が事前に需給状況を把握し、時間前市場で売買や計画変更を行うことによって需給安定化に貢献するための価格シグナルとして機能すべき制度です。しかし、その前提となる広域予備率見通しや需給ひっ迫通知については、見通しの変動が大きく、通知時刻も市場参加者の対応可能時間と整合していない事例が見受けられます。このような状況でインバランス単価の上限価格のみを 300 円/kWh へ引き上げることは、市場参加者に過大な制度リスクを負わせるものと考えます。 2026 年 6 月 19 日の北海道エリアには、前々日夕方から当日未明まで広域予備率 8%未満の通知が繰り返し発出され、特定時間帯では 2%未満になるとの見通しも示されました。このため、高額インバランス単価を警戒して計画値を保守的に設定し、余剰インバランスを確保する運用を行いました。しかし、最終的にゲートクローズ時点で広域予備率 8%未満となったコマはなく、最も低かった時間帯でも 8.18%でした。市場参加者は通知を信頼して行動したにもかかわらず、その判断が結果的に不要となるケースが	需給ひっ迫時補正インバランス料金は、需給ひっ迫時における不足インバランスが大規模停電等のリスクを増大させることを踏まえ、需給状況を踏まえた適切な需給一致行動を促すために設定しているものです。制度設計・監視専門会合等における検討においては、容量市場により必要な供給力が確保されていることを前提とした上で、需給が厳しい局面において、補正インバランス料金を通じて市場参加者に適切なインセンティブを付与することが重要であると整理されています。補正インバランス料金の上限価格（C 値）については、現行の 200 円/kWh は制度開始時からの暫定的措置であり、今回の見直しは、制度設計・監視専門会合及び次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会における議論を踏まえ、原則である 600 円/kWh ではなく、段階的な見直しとして 300 円/kWh とするものです。300 円/kWh という水準については、容量市場価格や追加供給力公募の結果等を踏まえて検討されております。 また、市場参加者の予見可能性向上の観点から、今回の制度見直しでは、時間前市場のエリア別入札情報等の公表拡充を実施することとしております。これにより、市場参加者による需給状況の把握や適切な調達行動を支援してまいります。 御指摘の広域予備率見通しや広域予備率低下に伴う供給力提供通知の運用を含め、制度運用の実態については引き続き状況を注視し、その影響等について

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	実際に発生しています。 さらに 2026 年 6 月 23 日の北海道エリアには、13 時 55 分の広域予備率低下に伴う供給力提供通知で初めて 14 時 30 分から 15 時 00 分の広域予備率悪化が示され、実際にインバランス単価は 111.65 円/kWh まで上昇しました。しかし、この通知が発出された時点では当該コマは既にゲートクローズ後であり、時間前市場での買い入札等の対応は不可能でした。 このように、通知が遅すぎて対応できないケースと、通知に基づいて対応しても後から見通しが大きく修正されるケースが併存しているのが現状です。 今回、時間前市場の入札情報をエリア別に公開することを条件にインバランス単価引上げを認める方向で議論されていますが、入札情報の充実は市場の透明性向上という点では有意義である一方、ゲートクローズ後に通知された需給悪化には全く対応できません。市場参加者は売買する手段そのものを失っているため、入札情報がどれほど充実していても実務上の対応は不可能です。したがって、エリア別の入札情報公開をもって高額インバランス単価導入の十分条件とすることは適切ではないと考えます。 仮にインバランス単価の上限価格を 300 円/kWh へ引き上げるのであれば、少なくとも以下の制度整備が必要です。 (1)ゲートクローズ後に初めて需給ひっ迫通知又は広域予備率悪	必要な分析・検証を行ってまいります。 なお、ゲートクローズ後に需給状況が変化した場合の個別的な取扱いや、高額インバランス単価の適用除外措置の導入については、本改正の対象ではありませんが、いただいた御意見は今後の制度運用及び検討の参考とさせていただきます。

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	化通知が発出されたコマについては、高額インバランス単価を適用しない、又は現行水準を上限とすること。 (2)前々日夕方からゲートクローズまでの広域予備率見通しについて、実績との乖離、修正頻度及び予測精度を継続的に公表・検証すること。 (3)高額インバランス単価が適用された事例について、通知時刻、ゲートクローズとの関係及び市場参加者が実際に対応可能であったかを検証し、その結果を制度改善へ反映すること。 市場参加者に合理的な行動を促す制度とするためには、「予見可能性」と「対応可能性」が確保されていることが不可欠です。対応不能なタイミングで発出された通知を根拠として高額インバランス単価を適用することは、需給調整のインセンティブではなく、回避不能なペナルティとなります。 以上より、現時点で広域予備率 3%時のインバランス単価を 300 円/kWh へ引き上げることには反対します。仮に制度改正を行う場合であっても、時間前市場のエリア別の入札情報公開のみでは不十分であり、ゲートクローズ後通知コマへの高額インバランス単価不適用など、市場参加者が実際に対応できない局面に対する救済措置を制度として明確に設けるべきと考えます。	
4	該当箇所 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正省令案	本改正は、補正インバランス料金制度の見直しを行うものであり、御指摘の供給力確保方針や電源構成に関する事項は本改正の対象ではありません。補正

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	及び関係告示案全般 意見 本改正案は、需給ひっ迫時における補正インバランス料金の上限を 200 円／kWh から 300 円／kWh へ引き上げることなどにより、電力事業者に需給調整を促し、電力の安定供給を図るものと理解します。 しかし、インバランス料金の引上げは、電力事業者に計画精度の向上や供給力確保を促す効果が期待できる一方、料金負担を重くすることで需給調整を促す制度であり、供給力不足そのものを直接解消するものではありません。 電力不足が懸念されるのであれば、料金制度の見直しだけでなく、安定的かつ効率的な発電設備をどのように確保し、維持し、活用していくのかを含めた総合的な政策を示す必要があります。 特に、再生可能エネルギーは脱炭素化に資する一方、太陽光や風力は天候や時間帯によって出力が大きく変動する特性があり、需要に応じて安定的に発電量を調整することが難しい場合があります。そのため、再生可能エネルギーの導入拡大だけで電力の安定供給を確保することは困難であり、原子力、火力、水力、地熱、蓄電池、送電網等を組み合わせた現実的な電源構成が必要です。 また、再生可能エネルギーについては、発電時の二酸化炭素排出	インバランス料金については、需給ひっ迫時に市場参加者へ適切な需給一致インセンティブを与える観点から見直しを行うものです。 なお、供給力確保については容量市場等の制度を通じて取り組んでおり、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	量だけで評価するのではなく、導入に伴う環境負荷も含めて総合的に評価すべきです。 大規模太陽光発電や風力発電等については、設置場所や事業規模によって、森林伐採、土地造成、生態系及び景観への影響、土砂流出、洪水及び土砂災害リスク、騒音、低周波音、地域住民との摩擦等を生じさせる可能性があります。 さらに、太陽光パネル、蓄電池、風力発電設備等については、製造段階での資源採掘やエネルギー消費、海外製設備への依存、耐用年数終了後の撤去、リサイクル、最終処分及び原状回復まで含めて検討する必要があります。 再生可能エネルギーを一律に環境負荷の小さい電源として扱うのではなく、設備の製造、資材調達、建設、発電、送電網への接続、維持管理、撤去及び廃棄までを含めたライフサイクル全体で評価してください。 そのうえで、次の事項を要望します。 1 供給力確保の方針を明確にすること 需給ひっ迫時の料金を引き上げるだけでなく、中長期的な電力需要の見通しを踏まえ、必要な供給力をどの電源によって確保するのかを明確にしてください。	

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	安全性が確認された原子力発電所、高効率火力発電、水力、地熱、再生可能エネルギー、蓄電池及び送電網整備を含め、各電源の役割、導入目標、維持方針及び費用負担を具体的に示すことを求めます。 2 原子力発電の活用方針を示すこと 原子力発電所については、安全性を最優先とし、原子力規制委員会の審査を経て安全性が確認された設備について、地域の理解を得ながら活用を進める方針を明確にしてください。 電力不足や燃料価格高騰が懸念される状況において、既存の原子力発電設備を長期間停止したまま、インバランス料金のみを引き上げることが合理的かどうかについても検証すべきです。 原子力発電については、安定供給、燃料輸入依存度、発電コスト、温室効果ガス排出、安全対策費用、事故時の影響及び廃炉・廃棄物処理まで含め、客観的な評価を公表してください。 3 高効率火力発電の維持・更新を進めること 火力発電は、需要の変動や再生可能エネルギーの出力変動に対応する調整力として重要です。 老朽化した非効率な設備を漫然と維持するのではなく、高効率なLNG 火力等への更新、燃料調達先の分散、燃料備蓄及び緊急時の	

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	供給体制を進めてください。 脱炭素化の方針だけを理由に必要な火力発電設備を早期に廃止し、結果として供給力不足や電気料金上昇を招くことがないよう、安定供給上必要な設備容量を明示すべきです。 4 再生可能エネルギーの環境負荷を厳格に審査すること 再生可能エネルギー事業については、発電量や二酸化炭素削減量だけでなく、次の事項を含めて審査してください。 森林伐採及び保水機能の低下、土砂災害や洪水等の危険性、生態系や希少動植物への影響、景観及び生活環境への影響、騒音及び低周波音、地域住民への説明と合意形成、設備撤去費用の確保、廃棄物処理及び原状回復、海外製設備への過度な依存等です。 自然環境や地域社会に重大な影響を与える事業については、発電量の確保を理由に安易に認可又は支援しない制度としてください。 5 電源ごとの費用を同じ条件で比較すること 電源別の費用を比較する際には、発電設備単体の発電単価だけでなく、バックアップ電源、蓄電池、送電網増強、出力制御、系統安定化、燃料調達、廃炉、廃棄物処理、災害対策及び環境回復等に要する費用も含めてください。	

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	特定の電源に有利な条件で比較するのではなく、安定供給に必要な総費用を統一的な基準で示し、国民が比較できるようにしてください。 6 料金引上げによる影響を公表すること 補正インバランス料金の上限を 200 円／kWh から 300 円／kWh へ引き上げた場合、小売電気事業者、発電事業者及び一般消費者にどの程度の負担が生じるのか、過去の需給実績を用いた試算を公表してください。 小規模な小売電気事業者の撤退、事業者間の競争低下、電気料金への転嫁等の影響についても検証し、必要な対策を講じてください。 7 供給力対策を優先し、料金制度を補完的手段とすること 電力不足に対して、まず事業者の負担を引き上げることによって対応するのではなく、十分な供給力、調整力及び送電能力を確保することを優先してください。 インバランス料金は、計画と実績のずれを抑制するための補完的な制度として位置付け、供給力不足そのものを価格だけで解決しようとしなないことを求めます。	

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	8 施行後の検証と見直しを行うこと 改正後は、需給ひっ迫の発生状況、インバランス料金の発動回数、事業者負担、電気料金への影響、停電リスク、供給力の増減等を毎年度公表してください。 制度によって十分な安定供給効果が得られない場合や、事業者及び消費者への負担が過大となった場合には、上限額、発動条件及び供給力確保政策を速やかに見直してください。 結論 本改正案には、電力事業者の需給管理を促すという一定の合理性がありますが、料金の引上げだけでは電力不足の根本的な解決にはなりません。 政府には、安全性が確認された原子力発電所の活用、高効率火力発電設備の維持・更新、水力・地熱の活用、蓄電池及び送電網の整備等を含む、総合的な供給力確保策を示すことを要望します。 また、再生可能エネルギーについても、脱炭素化への効果だけでなく、出力変動、森林伐採、土地造成、生態系、災害リスク、地域住民への影響、設備の製造・撤去・廃棄まで含めた環境負荷を厳格に検証すべきです。 安定供給、安全性、経済性、環境保全及びエネルギー安全保障を総合的に比較し、特定の電源に偏ることなく、国民と地域社会へ	

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	の負担を最小限にする現実的で持続可能な電源構成を示したうえで、本改正を実施することを求めます。	
5	こんにちは。 ひっ迫時のペナルティ強化に反対します。本改正は、発電量が不安定な再エネを扱う新電力の経営を圧迫し、原発を保有する大手電力を不当に優遇するルール設計です。消費者の「原発の電気を選ばない自由」を奪い、脱原発・再エネ最優先のエネルギーシフトに逆行します。罰則の強化ではなく、蓄電池の活用など原発に頼らない安定供給の手法を検討してください。原発1ミリでも使う国家はもうダサいです。	本改正は、需給ひっ迫時補正インバランス料金の見直しを行うものであり、特定の事業者又は電源を優遇するものではありません。 なお、原子力発電、再生可能エネルギー及び蓄電池等を含むエネルギー政策全般に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	本省令案等の提示にあたり、一般送配電事業における託送供給等約款料金の算定ルールおよび関連するエネルギー政策のあり方について、以下の点から重大な懸念を抱き、強く意見を述べさせていただきます。 第一に、大企業や大手電力会社の論理に偏った、コスト転嫁の構造に対する強い懸念です。現在進められている託送料金の算定ルールの見直しや関連する規制緩和が、実態として巨大資本や特定のエネルギー多消費産業の負担を軽減し、そのしわ寄せを一般の生活者や地方の中小零細事業者に押し付けるための隠れ蓑となっていないかという点に大きな疑問を感じます。物価高騰とエネルギー価格の急騰が長引く中、生活の基盤となる電力供給のコス	本改正は、需給ひっ迫時補正インバランス料金の見直しを行うものであり、特定の事業者又は電源を優遇するものではありません。 なお、電気料金やエネルギー政策全般に関する御意見については、今後の政策検討の参考とさせていただきます。

番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
	トが一部の特権的な企業群や大都市圏の都合によって左右されるような仕組みは、国民生活を脅かすものであり到底看過できません。 第二に、地方の生活者や中小事業者が直面する深刻な負担の軽視についてです。充電インフラの偏在や次世代車優遇といった特定の環境施策の裏で、すべての国民のライフラインに直結する電気料金の負担構造が不透明なまま改定されることは、地域間の格差や一般庶民の生活苦をさらに拡大させる要因となります。行政が優先すべきは、大手電力会社の既得権益の保護や見せかけの制度改定ではなく、地方で暮らす人々や中小事業者が過重なエネルギーコストに苦しむ現実を直視し、国民全体の生活防衛を最優先した公正で透明性の高い料金・供給体制の堅持であります。 最後に、すべてのエネルギーおよび送配電関連の制度運用において、一部の特権層や大企業偏重の構造を速やかに改めるよう強く求めます。行政の役割は、産業界のロビー活動に迎合することではなく、一般市民が安心して暮らせる生活基盤と公正な社会経済の維持を最優先することであると強く訴えます。	